

(別紙1)「にじゅうまる」ロゴマーク使用管理要綱 第2条

(1) 標章



(2) 指定商品

区分	指定商品
第29類	乳製品, 冷凍野菜, 冷凍果実, 肉製品, 加工水産物, 加工野菜及び加工果実, 油揚げ, 凍り豆腐, こんにゃく, 豆乳, 豆腐, 納豆, 食用たんぱく
第30類	食品香料 (精油のものを除く。), 茶, 調味料, アイスクリームのもと, シャーベットののもと, 穀物の加工品, 即席菓子のもと
第31類	野菜, 果実, 種子類, 木, 草, 芝, ドライフラワー, 苗, 苗木, 花, 牧草, 盆栽
第32類	清涼飲料, 果実飲料, 飲料用野菜ジュース, 乳清飲料

(注) 区分は、商標法施行規則 (昭和35年通商産業省令第13号) 第6条の別表による。